



地震が起きたら！

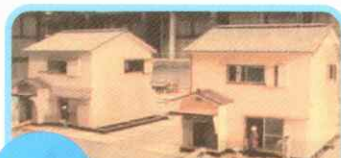
わが家は大丈夫？

無料でできる耐震診断

平成12年5月31日以前に建てられた木造一戸建て住宅に、
さいたま市が無料で耐震診断員を派遣します！

今年度の申込み締め切り

12月末日まで
ただし、予定件数に
達しだい終了



実験前

昭和56年以前に建てられた木造住宅



実験後



耐震補強未実施の建物

耐震補強を実施した建物

兵庫耐震工学研究センターで行われた昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の実物を使い、兵庫県南部地震で記録された地震波を加える実験の結果です。

昭和56年6月1日に建築基準法が改正されて、構造基準が強化されています（新耐震基準）。

それ以前の基準（旧耐震基準）で建てられた建築物は大地震に対する耐震性能が不足している可能性があります。

（問い合わせ先・申請書の郵送先）

さいたま市役所 建築総務課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
電話 048-829-1539 Fax 048-829-1982

（申込先）※申請書も用意してあります。

- 建築総務課（さいたま市役所10階）
- 建築指導課（大宮区役所6階、中央区役所別館2階）
- 各区役所のくらし応援室

さいたま市ホームページから電子申請も可能です。

申込み方法「電子申請システム」のリンクからお申込みください。



あわせて点検！お宅の塀は安全ですか？

さいたま市既存ブロック塀等改善事業

道路等に面している、個人などが所有する危険なブロック塀等の除却・建替え工事の費用の一部を助成します。

※事前に申請が必要です。予算の範囲内で助成します。

＜助成額＞

上限を30万円とし、次のうちいずれか低い額

①除却又は建替え工事に要した金額の2/3

②対象工事ごとの施工単価により算出した金額の2/3

詳しくは、各建築指導課へ
お問い合わせください

《北部》048-646-3235

《南部》048-840-6236



耐震診断はどのように行われるのですか？

現地調査は、目視による調査を原則とします。

- ・ 屋内の調査は、浴室やトイレなども含めて壁等の状況を確認しますので、立会をお願いします。報告書用の写真撮影をしますので、プライバシーに係わる部分については、あらかじめ診断員にお申し出ください。
- ・ 小屋裏や床下の点検口の状況により、診断員が中に入り調査をおこないます。
- ・ 特別な測定器具は使用しませんが、照明器具等を使用する場合がありますので、ご協力をお願いします。



外部からの状況確認

- ・ 地盤の状況
- ・ 基礎の状況
- ・ 外壁及び屋根等の状況

※調査対象の建物のひび割れ等を簡易に計測し、状況写真を撮影します。



屋内の状況確認、設計図書との照合

- ・ 間取りの確認
- ・ 壁や窓の位置、大きさ等の確認
- ・ 仕上げ材料の確認

※設計図書がない場合は、現状の間取り等を確認し、平面図を作成します。



小屋裏の柱や梁の状態を確認

- ・ 押入れの天袋などの点検口から小屋裏の施工状況を確認します
- ・ 壁の仕上げ材料や筋交い等も可能な範囲で確認します

※点検口がない場合は、設計図書等から推測します。



床下点検口からの状況確認

- ・ 和室の畳を上げ、下地の板を外して床下の施工状況を確認します。
- ・ 台所に床下収納庫がある場合は、収納ケースを取り外すことができれば、そこから床下の施工状況を確認します。

耐震診断の結果を報告します

- ・ 耐震診断員は現地調査の結果を精査して、（一財）日本建築防災協会の診断プログラムを使って、耐震診断を行います。
- ・ 耐震診断の結果は「耐震診断報告書」として冊子にまとめてお渡しします。
- ・ 「耐震診断報告書」を耐震診断員が直接お渡しに伺いますので、報告内容に不明な点があれば、耐震診断員に聞いてください。

倒壊する可能性がある場合

- ・ 診断の結果、耐震性の評点が1.0を下回る場合、大地震で倒壊する可能性があるとして診断されます。
- ・ 倒壊しない住宅にするため、耐震補強設計と補強工事の助成制度があります。

※耐震補強設計・工事は別途、業者との契約が必要です。
また、事前にさいたま市への申請が必要になりますので、詳しくはさいたま市の担当にお問い合わせください。

